

報告書

一大正十年法律第二百二號中改正法律案
(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關ス
ル件)(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十二年八月五日

委員長 牧野 賤男

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一刑事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十二年八月五日

委員長 牧野 賤男
衆議院議長 小山松壽殿

(牧野賤男君登壇)

○牧野賤男君 裁判所構成法中改正法律案
外二件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申
上ゲマス、此三案ハ貴族院送付ノ案デアリ
マシテ、結果ニ於テハ悉ク委員會ニ於テハ
原案ニ賛成ヲ致シタノデアリマス、委員
會ハ三日間ニ亘ツテ質疑應答ヲ繼續致シタ
ノデアリマスルガ、其大部分ハ人權蹂躪ニ
關スル質問ガ多カツタノデアリマス、其他司
法制度ノ革新、司法事務ノ運用、人事ノ刷
新等、頗ル廣汎ニ亘ツテノ質問應答ガアリマ
シタガ、案其モノニ直接ノ關係ハ餘リナカッ

タノデアリマスカラ、極メテ適切有益ナル

質問デアリマスルガ、此處ニ御報告致スコ
トノ煩雜ヲ避ケマシテ、速記録ニ就テ御覽
ルト云フ趣意デアリマス、以上三點ニ付テ
ヲ願ヒタイノデアリマス

裁判所構成法中改正法律案ハ改正ノ要點

ガ三點アリマシテ、其第一點ハ、豫審判事ガ
不足ヲ致ス地方ニ於キマシテハ、其控訴院管
内ノ豫審判事ヲシテ代理ヲセシムルト云フ
現行法ノ規定デアリマスガ、ソレデモ尙ホ
手不足ヲ感ズルカラ、豫審判事ニアラザル
他ノ判事ヲシテ代理セシムルコトヲ得ルト
云フ改正デアリマス、第二點ハ、判檢事ノ定
居リマス、左様致シマスルト、途中ニ於テ屢々
人事ノ異動ガ行ハレ、洵ニ煩雜デアリ、且又
事務ノ統制ヲ缺クト云フ所カラ、改正案ハ
十二月一日ヨリ五月三十一日マデノ間ニ定
年ニ達スル時ハ、五月三十一日ニ定年ニ達
シタモノト認メル、六月一日カラ十一月三
十日マデノ間ニ定年ニ達スル時ハ、十一月
三十日ニ定年ニ達シタモノト認メル、斯様
ニ致シテ人事ノ異動ヲ複雜ニシナイヤウニ
改正如スルト云フノガ骨子デアリマス、判事
モ檢事モ、條文ハ違ヒマスガ、要スルニ同
一趣旨ノ改正デアリマス、第三點ハ、大審
院ノ檢事局、控訴院ノ檢事局ニ書記長ト云
ト云フコトニナルト、或ハ事務ノ延遷若クハ
院自ラ破毀シタ場合ニ悉ク事實審理ヲ致ス
ト事情ノ不徹底等、却テ被告人ニ便利ナラズ
トルコトヲ發見致シタノデアリマス、民間
法曹ニ於テ此點ニ於テ研究ヲ致シマシテ、
ノヲ書記長ニ致スト云フコトト、地方裁判

所ノ檢事局ニ監督書記ヲ置クト云フコトデ、
マシテ研究ノ結果、七十議會ニ同一ノ案ヲ

提出致シタノデアリマスルガ、是ハ御承知
ノ通リ解散ニナツテ成立致サナカツタノデ
アリマス、今回ハソレト殆ド全ク同一ノ案

ヲ提出致シタノデアッテ、之ニ向ツテ委員
會ハ全會一致贊成ヲ致シタノデアリマス

尙ホ此改正案ニハ吾々ガ唱ヘテナカツタ

コトガ一つ加ツテ居ル、是ハ委員ノ中ニ於テ
イケナイヤウニ現行法ガナツテ居ルノデア
リマス、ソレヲ運用上、定年ニ達シナクテ
ノニハ、定年ニ達スルマデ在職シナケレバ
テ退職ヲ致スト云フコトニ現行法ハ相成ツテ
年ハ滿六十五若クヘ滿六十三ニナック日ニ於
居リマス、左様致シマスルト、途中ニ於テ屢々
人事ノ異動ガ行ハレ、洵ニ煩雜デアリ、且又
事務ノ統制ヲ缺クト云フ所カラ、改正案ハ
十二月一日ヨリ五月三十一日マデノ間ニ定
年ニ達スル時ハ、五月三十一日ニ定年ニ達
シタモノト認メル、六月一日カラ十一月三
十日マデノ間ニ定年ニ達スル時ハ、十一月
三十日ニ定年ニ達シタモノト認メル、斯様
ニ致シテ人事ノ異動ヲ複雜ニシナイヤウニ
改正如スルト云フノガ骨子デアリマス、判事
モ檢事モ、條文ハ違ヒマスガ、要スルニ同
一趣旨ノ改正デアリマス、第三點ハ、大審
院ノ檢事局、控訴院ノ檢事局ニ書記長ト云
ト云フコトニナルト、或ハ事務ノ延遷若クハ
院自ラ破毀シタ場合ニ悉ク事實審理ヲ致ス
ト事情ノ不徹底等、却テ被告人ニ便利ナラズ
トルコトヲ發見致シタノデアリマス、民間
法曹ニ於テ此點ニ於テ研究ヲ致シマシテ、
ノヲ書記長ニ致スト云フコトト、地方裁判

所トナツテ、司法省ハ司法制度調査會ニ掛ケ
マシテ研究ノ結果、七十議會ニ同一ノ案ヲ

提出致シタノデアリマスルガ、是ハ御承知
ノ通リ解散ニナツテ成立致サナカツタノデ
アリマス、今回ハソレト殆ド全ク同一ノ案

ヲ提出致シタノデアッテ、之ニ向ツテ委員
會ハ全會一致贊成ヲ致シタノデアリマス

尙ホ此改正案ニハ吾々ガ唱ヘテナカツタ

コトガ一つ加ツテ居ル、是ハ委員ノ中ニ於テ
イケナイヤウニ現行法ガナツテ居ルノデア
リマス、ソレヲ運用上、定年ニ達シナクテ
ノニハ、定年ニ達スルマデ在職シナケレバ
テ退職ヲ致スト云フコトニ現行法ハ相成ツテ
年ハ滿六十五若クヘ滿六十三ニナック日ニ於
居リマス、左様致シマスルト、途中ニ於テ屢々
人事ノ異動ガ行ハレ、洵ニ煩雜デアリ、且又
事務ノ統制ヲ缺クト云フ所カラ、改正案ハ
十二月一日ヨリ五月三十一日マデノ間ニ定
年ニ達スル時ハ、五月三十一日ニ定年ニ達
シタモノト認メル、六月一日カラ十一月三
十日マデノ間ニ定年ニ達スル時ハ、十一月
三十日ニ定年ニ達シタモノト認メル、斯様
ニ致シテ人事ノ異動ヲ複雜ニシナイヤウニ
改正如スルト云フノガ骨子デアリマス、判事
モ檢事モ、條文ハ違ヒマスガ、要スルニ同
一趣旨ノ改正デアリマス、第三點ハ、大審
院ノ檢事局、控訴院ノ檢事局ニ書記長ト云
ト云フコトニナルト、或ハ事務ノ延遷若クハ
院自ラ破毀シタ場合ニ悉ク事實審理ヲ致ス
ト事情ノ不徹底等、却テ被告人ニ便利ナラズ
トルコトヲ發見致シタノデアリマス、民間
法曹ニ於テ此點ニ於テ研究ヲ致シマシテ、
ノヲ書記長ニ致スト云フコトト、地方裁判

所ノ檢事局ニ監督書記ヲ置クト云フコトデ、
マシテ研究ノ結果、七十議會ニ同一ノ案ヲ
提出致シタノデアリマスルガ、是ハ御承知
ノ通リ解散ニナツテ成立致サナカツタノデ
アリマス、今回ハソレト殆ド全ク同一ノ案

所トナツテ、司法省ハ司法制度調査會ニ掛ケ
マシテ研究ノ結果、七十議會ニ同一ノ案ヲ

提出致シタノデアリマスルガ、是ハ御承知
ノ通リ解散ニナツテ成立致サナカツタノデ
アリマス、今回ハソレト殆ド全ク同一ノ案

ヲ提出致シタノデアッテ、之ニ向ツテ委員
會ハ全會一致贊成ヲ致シタノデアリマス

尙ホ此改正案ニハ吾々ガ唱ヘテナカツタ

コトガ一つ加ツテ居ル、是ハ委員ノ中ニ於テ
イケナイヤウニ現行法ガナツテ居ルノデア
リマス、ソレヲ運用上、定年ニ達シナクテ
ノニハ、定年ニ達スルマデ在職シナケレバ
テ退職ヲ致スト云フコトニ現行法ハ相成ツテ
年ハ滿六十五若クヘ滿六十三ニナック日ニ於
居リマス、左様致シマスルト、途中ニ於テ屢々
人事ノ異動ガ行ハレ、洵ニ煩雜デアリ、且又
事務ノ統制ヲ缺クト云フ所カラ、改正案ハ
十二月一日ヨリ五月三十一日マデノ間ニ定
年ニ達スル時ハ、五月三十一日ニ定年ニ達
シタモノト認メル、六月一日カラ十一月三
十日マデノ間ニ定年ニ達スル時ハ、十一月
三十日ニ定年ニ達シタモノト認メル、斯様
ニ致シテ人事ノ異動ヲ複雜ニシナイヤウニ
改正如スルト云フノガ骨子デアリマス、判事
モ檢事モ、條文ハ違ヒマスガ、要スルニ同
一趣旨ノ改正デアリマス、第三點ハ、大審
院ノ檢事局、控訴院ノ檢事局ニ書記長ト云
ト云フコトニナルト、或ハ事務ノ延遷若クハ
院自ラ破毀シタ場合ニ悉ク事實審理ヲ致ス
ト事情ノ不徹底等、却テ被告人ニ便利ナラズ
トルコトヲ發見致シタノデアリマス、民間
法曹ニ於テ此點ニ於テ研究ヲ致シマシテ、
ノヲ書記長ニ致スト云フコトト、地方裁判

所ノ檢事局ニ監督書記ヲ置クト云フコトデ、
マシテ研究ノ結果、七十議會ニ同一ノ案ヲ
提出致シタノデアリマスルガ、是ハ御承知
ノ通リ解散ニナツテ成立致サナカツタノデ
アリマス、今回ハソレト殆ド全ク同一ノ案

マス、右御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 三案ノ第一讀會ヲ開

クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

タ

○中山福藏君

直チニ三案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議

裁判所構成法中改正法律案

第一讀會(確定議)

大正十年法律第百二號中改正法律案

(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關

スル件)

刑事訴訟法中改正法律案

第一讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマ

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ

提出致シマス、即チ此際中村高一君外十名

提出、刑事補償法中改正法律案、及ビ名川

侃市君外三名提出、刑事補償法中改正法律

案ノ二案ヲ一括議題ト爲シ、委員長ノ報告

ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

昭和十二年八月六日 理事 松木 弘

衆議院議長小山松壽殿

〔別紙〕 刑事補償法中左ノ通改正ス

第四條第二項及第三項中「又ハ重大ナル

過失」ヲ削ル

附 則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ付亦

之ヲ適用ス

〔牧野賤男君登壇〕

○牧野賤男君 只今上程セラレマシタ刑事

補償法中改正法律案、刑事補償法中改正法

律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開

キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員

長牧野賤男君

○牧野賤男君 只今上程セラレマシタ刑事

補償法中改正法律案ノ兩案ノ經過及ビ結果

ヲ御報告申上ゲマス、此兩案ハ全ク同一デ

アリマシテ、中村君御提出ノ案ニハ、附則

ニ於テ現ニ發生シテ居ル事件ニ適用ス

ルト云フコトガナインデアツテ、一方ノ

名川君外三名提出ノ分ニハアルノデ

アリマス、委員會ハ兩案ヲ一括シテ

審議ヲ致シマシテ、中村君外十名御提出ノ

方ヘ附則ヲ附加ハテ、兩案ヲ一案トスルト

云フ明白ナル意思表示ハナカツタノデアリ

ト爲シテ決議ヲ致シタノデアリマス、案其

モノハ刑事補償法中第四條ニ、御承知ノ通

リ故意又ハ重大ナル過失ガアツク時ニハ免

訴、無罪ニナツテモ補償ガ貰ヘナイト云フ

規定デアリマスルガ、近時人權蹂躪ガ頗ル盛

ンデアツテ、殊ニ神奈川縣下ニ於ケル放火事

件等ニ付テハ、頗ル顯著ナルモノガアルト

云フ所カラ、壓迫ヲ受ケ、拷問サレ、誘導

ヲセラレテ自白シタ者、是等ニ向ツテ補償ヲ

與ヘナイト云フコトハ不合理デアル、故ニ

重大ナル過失ト云フコトヲ削ヅテシマフ、即

チ補償ノ範圍ヲ廣クシヨウト云フノガ本案

ノ目的デアリマス、委員會ハ全部之ヲ承認

致シマシテ、滿場一致可決致シタ次第デア

リマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 委員長報告ハ兩案ヲ

併合シテ一案ト爲シ、修正議決シタルモノ

デアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

タ

○中山福藏君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

昭和十二年八月六日

衆議院議長 小山 松壽 殿

(熊谷直太君登壇)

○熊谷直太君 只今上程ニ相成リマシタル

昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案、第四

號、同各特別會計歲入歲出總豫算追加案、特

第四號、及ビ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

契約ヲ爲スヲ要スル件、追第一號ニ付キマ

シテ、豫算委員會ニ於ケル經過及ビ結果

ヲ茲ニ御報告申上ゲマス、今回ノ政府提

出ニ係ル昭和十二年度ノ歲入歲出總豫算追

加第四號ハ、歲入歲出共四億千九百六十餘

萬圓デアリマス、而シテ右歲入豫算ノ内譯

ハ、北支事件ノ特別稅六千六百五十餘萬圓、

特別會計ヨリ北支事件費財源受入二百八十

餘萬圓、北支事件費ノ財源ニ充ツベキ公債

ノ増加三億千十餘萬圓、北支事件費ノ財源

ニ充ツベキ借入金三千六百五十餘萬圓、前

年度剩餘金繰入ノ増加ガ三百四十餘方圓デ

アリマス、右ノ内北支事件費ノ財源ニ充ツ

ベキ借入金ハ、昭和十三年度ニ於テ收入ト

ナルベキ北支事件特別稅及ビ外地特別會計

ヨリノ受入金ヲ以テ保證セラルベキ一時借

入金デアリマス、次ニ歲出追加豫算額ハ、經

常部ニ於テ三百二十餘萬圓、臨時部ニ於テ

四億千六百三十餘萬圓デアリマス、合計即

チ四億千九百六十餘萬圓ニナリマス、大部
分ハ北支事件ニ關スルモノノアリマス、政
府ハ北支ニ於ケル其後ノ事態ノ推移ニ鑑ミ
マンテ、更ニ之ニ關スル經費ヲ支出スルノ
必要ヲ認メテ、外務省所管ニ於キマシテハ
四百十餘萬圓、陸軍省所管ニ於キマシテハ
億五千七百餘萬圓、海軍省所管ニ於キマシ
テハ九千五百万圓、大藏省ニ於キマシテハ
北支事件第一豫備金ノ增加ガ六千万圓、北
支事件公債發行ニ伴フ利子等ノ增加ガ三百
二十餘萬圓、北支事件特別稅徵收ニ要スル
經費ガ二十萬圓、合計六千三百四十餘萬圓
ヲ追加豫算ニ計上致シタノデアリマス、右ノ
何レモ緊急ヲ要スル經費デアリマス、右ノ
追加第四號ヲ加ヘマシタル昭和十二年度一
般會計ノ追加豫算總額ハ、歲入歲出共ニ合
セテ五億三千七百十餘萬圓ニ上ルノデアリ
マス

次ニ昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫
算追加特第四號ハ、國債整理基金、公債金、
關東局、通信事業、朝鮮總督府、臺灣總督
府及ビ樺太廳ノ各特別會計ニ屬スルモノデ
アリマス、右ノ内各地特別會計ニ屬スル
モノハ、何レモ北支事件特別稅創設ニ伴ヒマ
シテ、一般會計ヘノ繰入金等ニ關スルモノ
デアリマス、又通信事業特別會計ニ屬スル
分バ、郵便局ニ於ケル國債ノ賣出募集並ニ
買上ニ關スル所ノ事務増加ニ伴フモノニア
リマス、尙ホ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ
契約ヲ爲スヲ要スル件追第一號ハ、今述べ
マシタ借入金ニ屬スル所ノモノニアリマ
ス、以上ハ只今上程セラレマシタ所ノ豫算
案ノ大要デアリマス

此豫算案ハ昨日議會ニ提出セラレ、政府
ヨリハ此豫算案ノ提出ノ理由ニ付キマシテ
ハ、懇切ナル所ノ提出ノ理由ヲ説明セラレ
タノデアリマス、之ニ對シマシテ川崎克君、
東武君、藤本捨助君、三輪壽壯君等ノ諸君
ヨリ、何レモ適切ナル所ノ質問ガアリマシ
テ、政府ハソレノ之ニ答辯セラレタノデ
アリマス、今茲ニ其概要ヲ申上ゲマスルコ
トハ、餘リニ時間ヲ費シマスルカラ、此點
ハ速記錄ニ就テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス、討論ニ入りマシテ工藤鐵男君、東郷
君、守屋榮夫君、西尾末廣君、中原謹司君、

○議長(小山松壽君) 起立總員(拍手)仍テ
三案トモ委員長報告ノ通リ全會一致可決確
定致シマシタ

(拍手起立)

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ

提出致シマス、即チ此際政府提出、北支事件

特別稅法案、昭和十二年法律第四十九號中

改正法律案及ビ特別會計ニ於ケル北支事件

特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰

入ルルコトニ關スル法律案ノ三案ヲ一括議

題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ

進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、北支事

件特別稅法案、昭和十二年法律第四十九號

中改正法律案、特別會計ニ於ケル北支事

件特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ
繰入ルルコトニ關スル法律案、右三案ヲ一
括シテ、第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長
候此段及報告候也

昭和十二年八月六日

衆議院議長 小山 松壽 殿

報告書

一昭和十二年法律第四十九號中改正法律

案(北支事件ニ關スル件)(政府提出)

債發行ニ關スル件(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

衆議院議長 小山 松壽 殿

報告書

一特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入

ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルル
コトニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

衆議院議長 小山 松壽 殿

報告書

一九一

昭和十二年法律第四十九號中改正法律
案(北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

案(北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

案(北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

案(北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル件)(政府提出)

案(北支事件ニ關スル件)(政府提出)

致シマス、特別委員會ハ去ル四日北支事件特別稅法案ガ、本會議ニ於キマシテ特別委員會ニ付託セラレマシタ其直後ニ於キマシテ委員會ヲ開キマシテヨリ、今日ニ至ルマデ三日ニ瓦リマシテ慎重審議シタノデアリマス、北支事件特別稅法案ハ所得稅臨時利得稅ニ増徵シ、利益配當公社債利子ノ高率ナルモノニ特別稅ヲ課シ、特定ノ奢侈品ト認メラルベキモノニ物品特別稅ナルモノヲ課スルノデアリマス、其收入ガ昭和十二年度、十三年度ニ瓦リマシテ、一年限りデ一億百餘万圓ト計上サレテ居ルノデアリマス、是ト同シ趣旨ノ特別稅ヲ關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳ニ於キマシテモ起スト云フコトニナツテ居リマシテ、其收入ヨリ徵稅費ヲ引イタ残リノモノヲ一般會計ニ繰入レ、其残リハ之ヲ公債ニ仰グ、此三ツヲ以テ今丁度追第四號豫算案デ議決ニナリマシタ四億一千萬圓ト云フ、北支事件費ヲ支辨セントスルノデアリマス、三案ハ即チ北支事件費ノ財源ニ關スル法律案デアリマス、質問ハ多岐ニ瓦リマンテ、一々此處ニ御紹介ヲ申シマスコトハ煩き過ギマス、故ニ其主ナルモノニ付キマシテ、少シク其要領ト應答ヲ申述ベテ見タイト思ヒマス第一點ハ北支事件特別稅立法ノ理由、又公債ト增稅トヲ併用付キマシテハ色々ノ角度カラ質疑ガアリマシタ、今ノ所デハ公債ダケ支辨シテ、事件ノ發展ノ見据エガ付イタ後ニ增稅ヲシテモ宜イデハナイカ、斯ウ云フヤウナ御考ノ下デ質疑モアリマシタ、又他ノ方デハ、一體斯ウ云フ事件費ハ公債ト增稅トヲ併用シテ支辨スペキモノニアルト云フ意見ノ下スルノガ至當デアル、ソレガ一ツノ理由デアリ、又之ヲ公債ノミニ依テ支辨スレバ、

公債ノ消化ノコトモ氣遣ハレル、財政ノ前途ノコトモ不安ニナル、要スルニ經濟ノ狀態、通貨ノ關係、延イテハ爲替ノ關係、財政ノ前途、國民負擔ノ關係等ニ鑑ミマシテ、公債ノ外ニ增稅ヲスルコトガ必要デアルト答辯セラレマシタ、尙ホ増稅ト公債トノ割合ニ付テ三對一ニナツテ居ルガ、ソレハドウ云フ理由ガアルカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ增稅額ヲ一億百餘万圓トシマシタノハ、公債トノ比率ヲ考ヘタノデハナイ、丁度增稅ハ此程度デ適當デアルト考ヘタ結果デアルト答ヘラレタノデアリマス、第二點ハ一年限リノ增稅ト恒久稅ニ關聯スル所ノ質疑デアリマス、此種ノ質問ハ非常ニ澤山出タノデアリマス、先づ政府ハ增稅ノ餘力アリト言明シテ居ルガ、第二次ノ增稅ハ考ヘテ居ルカ、ソレハ如何ナル場合ニ之ヲ起スノデアルカト云フ質問デアリマス、政府ハ次ノ增稅ハ事件發展ノ程度ニ依ツテ決セラレルモノデアッテ、今之ヲ起ストモ起サヌトモ言ヘナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、次ニ此北支事件特別稅ハ一年限りニナツテ居リマスガ、ソレニ付キマシテ、ソレガ不當デアルト云フヤウナ見解ノ下デ質問セラレタモノガ相當ニアリマス、即チ一年限リトスレバ、例ヘバ配當特別稅ニ付テ云フト、會社ハ一年後ニ配當ヲシテ、ソレ迄ハ配當ハ差控ヘルヤウニナルノデハナイカ、又奢侈稅ト謂ハレル物品特別稅ニ付テ云ヘバ、一年間其奢侈品ヲ買ハズニ差控ヘリノ增稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テスレバ政府ノ收入ハ思タ程入ツテ來ナイン、商人其他事業關係者ハ非常ニ困ル、一年限リノ增稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テ考ヘテ見テモ、隨分長ク續イタデハナイカ、斯ウ云フヤウナ質問デアリマスガ、政府ハ個人課稅ト會社課稅ハ既ニ率ヲ異ニシテ居ル、ソレデアルカ

政府ハ之ニ對シマシテ、政府ハ北支事件ハ飽マデモ事態ヲ擴大シナイト云フ方針ヲ堅持シテ居ルノデアル、隨テ其事件費支辨ノ爲ニ繼續的ノ課稅ヲ起スト云フコトハ不當デアル、一年限リトスル所以デアル、斯ウル答辯セラレマシタ、尙ホ増稅ト公債トノ割合ニ付テ三對一ニナツテ居ルガ、ソレハドウ云フ理由ガアルカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ增稅額ヲ一億百餘万圓トシマシタノハ、公債トノ比率ヲ考ヘタノデハナイ、丁度增稅ハ此程度デ適當デアルト考ヘタ結果デアルト答ヘラレタノデアリマス、第二點ハ一年限リノ増稅ト恒久稅ニ關聯スル所ノ質疑デアリマス、此種ノ質問ハ非常ニ澤山出タノデアリマス、先づ政府ハ增稅ノ餘力アリト言明シテ居ルガ、第二次ノ增稅ハ考ヘテ居ルカ、ソレハ如何ナル場合ニ之ヲ起スノデアルカト云フ質問デアリマス、政府ハ次ノ増稅ハ事件發展ノ程度ニ依ツテ決セラレルモノデアッテ、今之ヲ起ストモ起サヌトモ言ヘナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、次ニ此北支事件特別稅ハ一年限りニナツテ居リマスガ、ソレニ付キマシテ、ソレガ不當デアルト云フヤウナ見解ノ下デ質問セラレタモノガ相當ニアリマス、即チ一年限リトスレバ、例ヘバ配當特別稅ニ付テ云フト、會社ハ一年後ニ配當ヲシテ、ソレ迄ハ配當ハ差控ヘルヤウニナルノデハナイカ、又奢侈稅ト謂ハレル物品特別稅ニ付テ云ヘバ、一年間其奢侈品ヲ買ハズニ差控ヘリノ増稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テスレバ政府ノ收入ハ思タ程入ツテ來ナイン、商人其他事業關係者ハ非常ニ困ル、一年限リノ増稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テ考ヘテ見テモ、隨分長ク續イタデハナイカ、斯ウ云フヤウナ質問デアリマスガ、政府ハ個人課稅ト會社課稅ハ既ニ率ヲ異ニシテ居ル、ソレデアルカ

最後ニ物品特別稅、所得奢侈稅デアリマスガ、其奢侈稅ヲ急ニ二割課ケルハ酷デアリ、其品種ニ付キマシテモ當ヲ得テ居ナイ、

政府ハ之ニ對シマシテ、政府ハ北支事件ハ飽マデモ事態ヲ擴大シナイト云フ方針ヲ堅持シテ居ルノデアル、隨テ其事件費支辨ノ爲ニ繼續的ノ課稅ヲ起スト云フコトハ不當デアル、一年限リトスル所以デアル、斯ウル答辯セラレマシタ、尙ホ増稅ト公債トノ割合ニ付キマシテ、政府ハ增稅額ヲ一億百餘万圓トシマシタノハ、公債トノ比率ヲ考ヘタノデハナイ、丁度增稅ハ此程度デ適當デアルト考ヘタ結果デアルト答ヘラレタノデアリマス、第二點ハ一年限リノ増稅ト恒久稅ニ關聯スル所ノ質疑デアリマス、此種ノ質問ハ非常ニ澤山出タノデアリマス、先づ政府ハ增稅ノ餘力アリト言明シテ居ルガ、第二次ノ增稅ハ考ヘテ居ルカ、ソレハ如何ナル場合ニ之ヲ起スノデアルカト云フ質問デアリマス、政府ハ次ノ増稅ハ事件發展ノ程度ニ依ツテ決セラレルモノデアッテ、今之ヲ起ストモ起サヌトモ言ヘナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、次ニ此北支事件特別稅ハ一年限りニナツテ居リマスガ、ソレニ付キマシテ、ソレガ不當デアルト云フヤウナ見解ノ下デ質問セラレタモノガ相當ニアリマス、即チ一年限リトスレバ、例ヘバ配當特別稅ニ付テ云フト、會社ハ一年後ニ配當ヲシテ、ソレ迄ハ配當ハ差控ヘルヤウニナルノデハナイカ、又奢侈稅ト謂ハレル物品特別稅ニ付テ云ヘバ、一年間其奢侈品ヲ買ハズニ差控ヘリノ増稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テスレバ政府ノ收入ハ思タ程入ツテ來ナイン、商人其他事業關係者ハ非常ニ困ル、一年限リノ増稅ハ惡イコトハナイカ、又政府ハ一年一年ト言フケレドモ、滿洲事件費ニ付テ考ヘテ見テモ、隨分長ク續イタデハナイカ、斯ウ云フヤウナ質問デアリマスガ、政府ハ個人課稅ト會社課稅ハ既ニ率ヲ異ニシテ居ル、ソレデアルカ

例へば金時計ノ三圓ヲ超ユルモノニハ課稅ヲスルガ、銅ノ製品トカ、其他ノ骨董品ニ付テ、非常ナ高價ナモノニ課シテ居ナイデハナイカ、ソレハ不公平デハナイカ、斯ウ云フヤウナ質問デアリマシタ、政府ハ、一體奢侈稅ト云フモノハ理論的ニハ立派ナ稅デアル、併ナガラ技術的ニ非常ナ困難ガアル、今日マデ度々斯ノ如キ稅ヲ起サウトシタケレドモ、其技術的困難ノ爲ニ遂ニ今日マデ成立シナカッタノデアル、併シ北支事件ノヤウナ大事件ガ起ツテ來マシタ際ニハ、國民ニ餘裕ノアル所——斯ノ如キ奢侈品ヲ消費シテ居ル者ハ餘裕ガアルノダカラ、其餘裕アル階級ニ對シテ課稅スルト云フコトハ正シイコトデアル、個々ノ點ニ於テ多少ノ非難ガアツテモ是ハ口ムラ得ヌ、斯ウ云フヤウナ答辯デアリマシタ、其他色々ナ質問ガアリマシタケレドモ、稅ニ關シマシテハ此程度ニ於テ後ハ省略致シマス

コトヲ言明セラレタノデアリマス(拍手)
ソレヨリ三案ヲ一括シテ討論ニ入りマシタ、
民政黨ヲ代表シテ作田高太郎君、政友會ヲ代
表シテ三善信房君、第一議員俱樂部ヲ代表
シテ藏原敏捷君、社會大衆黨ヲ代表シテ片
山哲君、第二控室ヲ代表シテ道家齊一郎君、
東方會ヲ代表シテ邊澤泰邦君ヨリ討論ヲセ
ラレマシタガ、其討論ノ中ニハ、希望ノ意見
ヲ述べラレタモノモアリマシタガ、何レモ
北支事件ノ重大性ニ鑑ミマシテ特別稅ハ此
際何等ノ修正ヲ加へマセズ原案ヲ賛成スベ
キモノノデアル、他ノ二案モ亦異議ナキコト
ヲ述ベラレタノデアリマス
斯クシテ三案ニ付キマシテソレヘ採決
ヲ致シマシタ所、三案トモ全會一致ヲ以テ
可決致シマシタ、右報告致シマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 討論ノ通告ガアリマ
ス、順次之ヲ許シマス——勝正憲君
○勝正憲君 簡單デアリマスカラ自席ヨリ
發言ヲ御許ヲ願ヒマス

ベキモノデアルト信ジマス(拍手)此重大ナル時局ニ於テ、我ガ全國民モ亦敢テ其負擔ヲ辭セザルモノデアルト確信スル者デアリマス(拍手)本案ノ内容ヲ見マスルト殊ニ缺點ト認ムベキ點ガ少クアリマセヌ、又稅法施行上果シテ嚴正公平ヲ期シ得ベキヤ否ヤヲ懸念セラル、點ガナイデモナインデアリマス、ケレドモ是ハ法律ヲ施行スル場合ニ於テ、行政上ノ手段ヲ以テ之ヲ救濟シ得ル點モ少クナインデアリマス、故ニ政府ハ委員會ニ現レタ各委員ノ所論ニ顧ミ、其實現ニ際シ最善ノ注意ヲ拂ハレンコトヲ要望スル者デアリマス(拍手)以上ヲ以チマシテ關係法案ニ對シ私ハ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

テ政府ノ意圖ノ在ル所ヲ諒ト致シ、且ツ
内外ノ情勢ニ鑑ミテ特ニ修正等ヲ爲サズ、
原案其儘ヲ承認セントスル者デアリマス(拍
手)併ナガラ此法律ハ一年ダケデ廢サレル
トハ何人ガ能ク確言シ得ルデアリマセウ
カ、又此特別稅ニハ獻金的意味ガ含マレテ
居ルト云フ政府ノ御説明ソレ自身、租稅ト
シテノ不合理、不公平ナルコトヲ物語ルモ
ノデヘアリマスマイカ(拍手)近年日本ノ稅
法ヲ見マスルト、或ヘ臨時利得稅ト云ヒ、
或ヘ臨時租稅増徵法ト云ヒ、又此北支事件特
別稅法案ト云ヒ、餘リニモ臨時又ヘ特別ナル
名ヲ冠スル稅法ガ殖エツ、アルノデアリマ
ス、其臨時的又ヘ一時的ノモノガ殖エレバ
殖エルダケ、稅制體系ハ紊レテ來ルシ、負擔
ノ公正ハ歪曲サレテ行クノデアリマス(ヒ
ヤヒヤ)國民ハ均衡ヲ得タ稅制ノ上ニ、ソ
レニ基ク公平ナル負擔ナラバ、何人モ其増
加ヲ辭スル者デヘアリマセヌ、近衛内閣ハ
幸ヒ舉國一致ノ支援ヲ受ケテ居ラレ、國內
諸勢力ヲ綜合セラレル内閣デアツチ、一般的
ナル稅制整理ヲナサルノニヘ、最モ好都合ナ
立場ニ居ラレルノデアリマスカラ、ドウカ負
擔ノ公平ヲ目標トシ、中央地方ヲ通ズル稅
制ノ根本的改革案ヲ立テ、次ノ通常議會
ニヘ必ズ之ヲ御提案願ヒタイト存ズルノデ
アリマス、尤モ前々内閣當時立テラレタ稅
制案ガ、當時國民ニ與ヘタル衝動ト、財界
ニ興ヘタル混亂トハ、能ク之ヲ想ヒ起サレ
マシテ、餘リニ議論ノミニ趣ラズ、又急進
過激ナラザルヤウ、最善ノ用意ヲセラレン
コトヲ希望シ、特ニ此事ヲ附言致シマシテ、
本案ニ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス(拍
手)

一議員俱樂部ヲ代表シテ委員長ノ報告ニ賛成ノ意ヲ表スルモノニアリマス、北支事件費ノ一部ヲ増税ニテ支辨スルコトハ、財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシメルト同時ニ、此事件費ノ負擔一切ヲ後代國民ニ遺スコトヲ避ケルモノニアリマシテ、本法案案時宜ニ適シタル妥當ナルモノアルト信スルノテアリマス（拍手）炎天下百二十度ノ北支ノ野ニ、總て自己ヲ滅シテ奉公セル皇軍ノ忠誠ヲ思フ時、吾々國民ハ喜ンデ此特別稅ヲ負擔スルモノアルト確信ヲ致スモノニアリマス（拍手）而シテ今次ノ增稅ハ出來ル限り大衆課稅ヲ避ケ、所得稅ニ重點ヲ置キ、臨時利得者ヘノ増徵、高率配當ニ對スル課稅、贍澤ニ屬スル製品ノ消費稅ニ課稅ノ動向ヲ求メラレタリ、課稅技術ノ上ヨリ、幾多遺憾ノ點ガアルノデアリマスルガ、本案作成ガ早急ノ場合ノモノデアリ、而モ亦一年限リノモノニアリマスカラ、已ムナキモノアルト思フノデアリマス、殊ニ政府ハ來ル七十二議會ニ於テハ、負擔均衡ヲ目的トスル中央地方ヲ通ジタル稅制ノ改革ヲ根本的ニ斷行スルコトヲ言明サレテ居ルノデアリマスカラ、吾々ハ政府ノ此言明ト誠意ニ信賴致シマシテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表スル者ニアリマス（拍手）

下ノ財政上已ム得ナイコト信ズルノデ
アリマス、併ナガラ政府ハ今日國民大衆ノ
生活状況ニ鑑ミ、増税ノ及ボス深刻ナル影響
ニ付キ十分ナル注意ヲ爲スト共ニ、更ニ負
擔ノ均衡ニ付キ、應能負擔ノ原則ニ付キ、
特ニ軍需工業利得者ニ對スル課稅ニ付キ、
一層ノ努力ヲ爲スベキコトヲ要望スル者デア
リマス(拍手)即チ茲ニ一箇ノ希望條件ヲ附
シ本案ニ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス
希望條件
政府ハ時局ニ鑑ミ負擔ノ均衡ヲ基調トス
ル稅制ノ根本的改革ヲ爲スニ當ツテハ社
會正義ノ本旨ニ則リ其租稅計畫ハ大衆課
稅特ニ間接稅ノ増徵ニ依ルコトヲ嚴ニ避
クベシ(拍手)
○議長(小山松壽君) 道家齊一郎君
○道家齊一郎君 簡單デアリマスカラ自席
ヨリ發言ヲ御許シ願ヒマス
○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
○道家齊一郎君 本員ハ只今議題ニナッテ
居リマス三案ニ對シテ、第二控室ヲ代表シ
テ委員長ノ報告ニ贊意ヲ表スル者デアリマ
ス、政府ノ提案ヲ見マスルト、增稅案ト云
ヒ、其財源ト云ヒ、有ニル角度ヨリ検討スル
時、大イニ修正ヲ要スベキモノガアルト思
フノデアリマス、例ヘバ根本的ニ言フナラ
バ、稅制整理ヲ行ハズシテ增稅ヲ行フ如キ、
或ハ一步ヲ譲ツテ言ヘバ、三億圓ヲ公債ニ求
メ、一億圓ヲ増稅スベキ點ヲ見ルノデアリマ
ス、併ナガラ本員ハ窮迫セル時局ノ重大性
ニ鑑ミマシテ、特ニ今回ハ贊意ヲ表スル者
デアリマス尙ホ聊カ希望寺述ベタイト思ヒ
マス、今回ノ事變ハ單リ對支外交政策ニ止
マラズ、我方革新政策ノ斷行ニ好機ヲ與フ
ルモノデアツテ、政府ハ十分ニ國民代表タル
所ノ議會ニ諮ヒ、單リ稅制ニ止マラズ、廣

ク財政經濟上根本的革新政策ヲ樹立シ、之ヲ斷行セラレントコトヲ希望致シマス、革新政策ノ斷行ハ、今ヤ内外ヲ通ジテ苟モ覺醒セル近代的國家ノ共通的旗幟デアルコトヲ申上ゲマス

次ニ政府ハ革新政策ノ樹立ニ際シテハ、從來ノ如ク唯單ニ漠然タル教智直感ニ依ルノミナラズ、科學的根據ニ依ル合理的政策ノ樹立ヲ要望スルノデアリマスルガ、今回ノ立案ニ際シテハソレノナキコトヲ甚ダ遺憾トスルノデアリマス、是ハ本員ガ質問ニ依ツテ知リ得タ所デアリマス、財政上茲ニ經濟上ノ統計的觀測ニ依ツテ、即チ科學的根據ニ依ル所ノ合理的政策ヲ樹立セラレントコトヲ希望スルノデアリマス

次ニ是ハ手續上ノ問題デアリマスガ「簡單簡單」ト呼ビ其他發言スル者アリ、政府ハ徵稅ニ際シテ、特ニ物品稅ノ徵收ニ際シテハ徒ニ法ノ強制力ニノミ依ラズ、親切懇懃ヲ旨トシテ、増稅ニ贊同セル所ノ愛國的國民ヲシテ、心ヨリ非常時國家ニ協力セシムルヤウニ努メラレタイノデアリマス、以上ノ愚見ヲ申述ベテ贊意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 渡邊泰邦君

○渡邊泰邦君 簡單デアリマスカラ、自席カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○渡邊泰邦君 東方會ハ本案ニ對シ委員長報告通り贊成致シマス、政府ハ本法ノ實施ニ當リテハ、時局重大ノ際、特ニ慎重ヲ期シ、苟モ社會正義ニ反セザルヤウ切望致シマシテ、本案ニ贊成スル者デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタアリマセヌカ

○中山福藏君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長（小山松壽君） 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
北支事件特別稅法案 第二讀會（確定議）昭和十二年法律第四十九號中改正法律
案（北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）
特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルル
コトニ關スル法律案 第二讀會（確定議）
○議長（小山松壽君） 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ（拍手）
○中山福藏君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス
○議長（小山松壽君） 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、明七日ハ會期終了日デアリマスカラ、先例ニ依リ午前十時ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後七時五分散會